



KPMG Newsletter

KPMG Insight

Accounting

サステナビリティ情報の拡充
— 開示2年目に取り組むべき課題 —



Vol. **61**

July 2023



Accounting

サステナビリティ情報の拡充 — 開示2年目に取り組むべき課題 —

あずさ監査法人
開示高度化推進部

小林 圭司 / パートナー

開 示府令等の改正により、2023年3月期から有価証券報告書にサステナビリティ情報等の開示が義務付けられ、3月決算会社は初年度の開示を終えたところです。初年度の対応は開示府令等の改正公表後の準備期間が限られていたことから、自社のこれまでの取組み状況に応じて開示をスタートし、今後、投資家との対話を踏まえた自社の取組みの進展とともに、開示を拡充させていくことを検討されている企業が多いのではないかと考えられます。

そこで、本稿では開示府令等の改正事項の概要を振り返るとともに、開示2年目を迎えるにあたって企業が検討すべき事項について説明します。なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。



小林 圭司
Keiji Kobayashi

POINT

サステナビリティ情報の拡充に際しての「4つの観点」

サステナビリティ情報の開示2年目を迎えるにあたって、投資家との対話を踏まえた自社の取組み状況の進展とともに、開示の拡充を検討している企業は多いと想定される。

開示の拡充に際しては、以下の4つの観点を踏まえた検討を行うことが重要である。

- ・「ガバナンス」および「リスク管理」体制の強化
- ・拡充する開示事項の特定
- ・プロセス・システム構築
- ・人材の確保

I 改正の経緯と意義

2023年1月31日、金融庁は「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案に関して以下を公表しました（以下、これらを総称して「開示府令等」という）。

- 企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令
- 企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）
- 記述情報の開示に関する原則（別添）ーサステナビリティ情報の開示についてー
- 「企業内容等の開示に関する内閣府令

の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

開示府令等（以下、「本改正」という）の改正は、企業経営や投資家の投資判断におけるサステナビリティの重要性の急速な高まりを背景に、2022年6月に公表された金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」（以下、「DWG報告」という）の提言に沿って行われたもので、2023年3月31日以降に終了する事業年度（早期適用可）の有価証券報告書および有価証券届出書（以下、「有価証券報告書等」という）から適用されます。これは、法

定開示書類である有価証券報告書等にサステナビリティ情報等の開示が義務付けられることになったということです。

本改正によって、わが国企業のサステナビリティ経営に向けた取組みはより促進されると思われます。また、投資家との対話に重要な変化が生じることにより、企業経営にも大きな影響を与える可能性もあると考えられます。

II 改正の特徴と概要

本改正におけるサステナビリティ情報の開示要求には、開示内容に関する詳細

図表1 サステナビリティ情報等の開示の概要

開示要求	開示要求の補足説明
<p>開示要求事項①「人的資本(多様性)」 「提出会社及びその連結子会社」が女性活躍推進法、育児・介護休業法に基づき以下の指標を公表する場合、「従業員の状況」の記載欄に開示</p> <ul style="list-style-type: none"> • 女性管理職比率 • 男性の育児休業取得率 • 男女の賃金の格差 <p>開示要求事項②「サステナビリティ全般」^(※1, 2) 新設された「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄に開示</p> <p>【必須の開示項目】^(※3, 4)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 4つの構成要素のうち「ガバナンス」および「リスク管理」 • 人材の多様性を含む人材育成の方針および社内環境整備の方針を「戦略」に開示。当該方針に係る指標の内容、目標および実績を「指標及び目標」^(※4)に開示 <p>【重要な項目】^(※3, 5)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 企業が「ガバナンス」および「リスク管理」の枠組みを通じて重要と判断した項目を「戦略」および「指標及び目標」^(※4)に開示 <p>開示要求事項③「ガバナンス」^(※1) 「コーポレート・ガバナンスの状況等」の記載欄に以下を開示</p> <ul style="list-style-type: none"> • 取締役会等の活動状況 • 監査役会等の活動状況に関する具体的な検討内容 • 内部監査の実効性を確保するための取組み • 政策保有株式の発行会社との業務提携等の概要 	<p>(※1) 補完的な詳細情報として、任意に公表した書類(例: 統合報告書等)のほか、他の法令や上場規則等に基づき公表された書類(例: コーポレート・ガバナンスに関する報告書等)を参照することができる。</p> <p>(※2) 4つの構成要素の具体的な記載方法については詳細に規定されておらず、また、現時点では構成要素それぞれの項目立てをせず、一体として開示することも考えられる、とされている。</p> <p>(※3) 情報の集約・開示が間に合わない箇所がある場合等には、その旨を記載したうえで、概算値や前年度情報を記載することも考えられる、とされている。</p> <p>(※4) 連結グループにおける記載が困難である場合には、その旨を記載したうえで、たとえば、連結グループにおける主要な事業を営む会社単体(主要な事業を営む会社が複数ある場合にはそれぞれ)またはこれらを含む一定のグループ単位の「指標及び目標」の開示を行うことが考えられる、とされている。</p> <p>(※5) 具体的な重要性の判断基準は規定されておらず、投資家の投資判断にとって重要か否かにより判断するという考え方に基づき、自社の業態や経営環境、企業価値への影響等を踏まえ重要性を判断する、とされている。</p>
虚偽記載等に対する責任	
<ul style="list-style-type: none"> • 当年度の有価証券報告書を開示府令等の規定に基づき開示している場合には、翌年度以降に開示内容を拡充したとしても、当年度の有価証券報告書について虚偽記載等の責任を負うことはない、とされている。 • 将来情報について、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、将来情報と実際に生じた結果が異なる場合であっても直ちに虚偽記載等の責任を負うものではない、とされている。 • 参照先の任意開示書類等に虚偽記載等があった場合には、明らかに重要な虚偽記載等があることを知りながら参照していた場合を除き、直ちに虚偽記載等の責任を負うものではない、とされている。 	

出所:KPMG作成

な規定が設けられておらず、企業の取組み状況に応じた柔軟な開示が可能という特徴があります。

また、DWG報告において「事後に事情が変化した場合において虚偽記載の責任が問われることを懸念して企業の開示姿勢が委縮することは好ましくない」とされたことを踏まえ、虚偽記載等に関する責任の明確化も図られています（図表1参照）。

III 開示拡充に向けて検討すべき事項

1. 短期的な要検討事項

冒頭で触れたとおり、本改正は企業の取組み状況に応じた柔軟な開示が可能となっています。今後は投資家との対話を踏まえた自社の取組みの進展とともに、有価証券報告書の開示の拡充が期待されています。

開示の拡充に向けた具体的な取組みについて、短期的には「記述情報の開示に関する原則（別添）―サステナビリティ情報の開示について―」の「（望ましい開示に向けた取組み）」で述べられている内容が挙げられます。企業は図表2に列挙された項目を参考として、開示の拡充に向けた取組みを行うことが望まれます。

2. 中期的な要検討事項

中期的には、サステナビリティ開示を巡る国内外の動向を視野に入れた対応が求められます。サステナビリティ開示を巡る国内外の動向について、国際的には国際サステナビリティ基準審議会（以下、「ISSB」という）によるサステナビリティ開示基準の開発が急ピッチで進められています。国内においても、2022年7月に設立されたサステナビリティ基準委員会（以下、「SSBJ」という）において、わが国のサステナビリティ開示基準の開発が検討さ

れており、将来的にはSSBJが開発したサステナビリティ開示基準に準拠したサステナビリティ情報の開示を有価証券報告書等において行うことが想定されます。

さらに、サステナビリティ情報に対する保証制度についても、国際監査・保証基

準審議会（以下、「IAASB」という）によるサステナビリティ情報に対する包括的な保証基準の開発が進められています（図表3参照）。

図表2 望ましい開示に向けた取組み

項目	内容
重要性判断	4つの構成要素のうち「戦略」および「指標及び目標」を記載しないこととした場合であっても、当該判断やその根拠の開示を行うこと
具体的開示内容の設定	TCFDなどの国際的に確立された開示の枠組みに基づく開示をした場合には、その名称を記載すること
GHG排出量の開示	特に、Scope 1・Scope 2について、積極的な開示が期待されること
連結ベースの開示	人的資本（多様性）に関する指標については、連結ベースでの開示に努めるべきこと

出典：金融庁「記述情報の開示に関する原則（別添）―サステナビリティ情報の開示について―」（<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230131/07.pdf>）を基に、KPMG作成

図表3 サステナビリティ関連の基準開発のロードマップ



(※1) IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要事項」およびIFRS S2号「気候関連開示」

(※2) ISSA5000「サステナビリティ保証業務の一般的要事項」

出典：金融庁 金融審議会 DWG報告（2022年12月）の別添「我が国におけるサステナビリティ開示のロードマップ」（https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20221227/02.pdf）およびIAASB公表のProject Timeline（<https://www.iaasb.org/consultations-projects/sustainability-assurance>）を基に、KPMG作成

3. 開示拡充対応における4つの観点

前述のとおり、企業はサステナビリティ情報等の開示の拡充に向けた短期的・中期的な対応が求められます。その対応に際しては、次の4つの観点を中心に検討することが望まれます。

①「ガバナンス」および「リスク管理」体制の強化

広範囲にわたるサステナビリティ関連のリスクおよび機会（以下、「サステナビリティ課題」という）を適切に識別・評価・管理・監視する体制の強化が望まれます。

たとえば、以下の事項を検討することが挙げられます。

- ガバナンスを担う機関や経営者の役割の明確化
- サステナビリティ課題と企業の経営方針・経営戦略との整合性の確保
- 定性的要因や定量的閾値の設定を含む重要性判断の基準の設定
- サステナビリティ課題をモニタリングするための「指標及び目標」の設定
- サステナビリティ課題への関与者に対する人事評価・報酬制度の設計

② 拡充する開示事項の特定

①の体制を通じて重要と判断された「企業に固有のサステナビリティ課題」とともに、「他社との比較可能性の観点から開示が期待される情報（例：GHG排出量のScope 1・Scope 2の情報など）」を加味した開示の拡充が望まれます。

たとえば、以下の事項を検討することが挙げられます。

- 有価証券報告書内の他の情報（具体的には、【事業の状況】に含まれる「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」、「事業等のリスク」および「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」との一貫性の確保
- 任意開示書類を参照する場合における開示内容の棲み分け
- （短期的）国際的に確立された開示の枠組みの採用の要否（例：気候変動であればTCFD、人的資本であればISO 30414など）
- （中期的）ISSBが開発する基準やSSBJにおける国内基準策定の状況の把握
- 上記の開示の枠組み・基準における開示要求事項との差異分析

③ プロセス・システム構築

②において特定された拡充対象とする開示事項を含むサステナビリティ情報をより適時かつ網羅的に収集するためのプロセス・システムの構築が必要となります。特に、開示初年度は準備期間が限られていたことから、マニュアルでの情報収集によって対応した企業も多いと想定されますが、今後の開示拡充や将来の保証制度の導入を視野に入れた、適時性や網羅性を担保するプロセスやこれに関するシステムの構築が望まれます。

たとえば、以下の事項を検討することが挙げられます。

- 情報収集～開示・報告までの組織体制（職務分掌）
- 方針・マニュアル、開示・報告プロセスの策定
- 報告範囲の決定（GHG排出量のScope 3情報など、連結範囲を超えたバリューチェーン全体まで拡大する場合の対応を含む）
- 情報入力・集計・管理体制と整合したITツール導入・運用の方針の策定、ツールの開発・改修
- 任意開示書類を参照する場合における公表時期の早期化
- （短期的）任意の保証を受けることの要否
- （中期的）将来の保証制度化を見据えた内部統制の整備

④ 人材の確保

①～③を担う人材の確保に向けて、サステナビリティ情報開示の専門性やサステナビリティ課題の対応へのスキルやコンピテンシーを有する人材の育成や採用が必要と考えられます。

たとえば、以下の事項を検討することが挙げられます。

- サステナビリティ情報開示の専門性を有する人材の育成・採用計画の立案
- サステナビリティ課題への対応に精通する人材の育成・採用計画の立案
- 研修プログラムの策定

IV

さいごに

本改正により、有価証券報告書の提出義務がある4,000社超の企業がサステナビリティ情報を公表することとなりました。投資家は、開示されたサステナビリティ情報を活用し、企業のサステナビリティ経営への取組みを理解し、また、同業他社などと比較したうえで、経営者との対話に臨むことになると考えられます。

このような投資家の投資意思決定プロセスの変化に対して、企業はサステナビリティ経営の取組みに投資家から正しい理解・評価が得られるよう、サステナビリティ情報の開示の拡充に積極的に努めることが望まれます。

関連コンテンツ

ウェブサイトでは、サステナビリティ情報管理の高度化支援に関する情報を紹介しています。

<https://kpmg.com/jp/ja/home/services/advisory/risk-consulting/sustainability-services/sustainability-info-management.html>

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人
小林 圭司 / パートナー

✉ keiji.kobayashi@jp.kpmg.com

KPMG ジャパン

home.kpmg/jp

home.kpmg/jp/socialmedia



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2023 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト©IFRS®Foundation すべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人は IFRS 財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS 財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.org でご確認ください。

免責事項：適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会と IFRS 財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません(過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない)。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「IFRS®」、「IAS®」および「IASB®」は IFRS 財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この登録商標が使用中および(または)登録されている国の詳細については IFRS 財団にお問い合わせください。